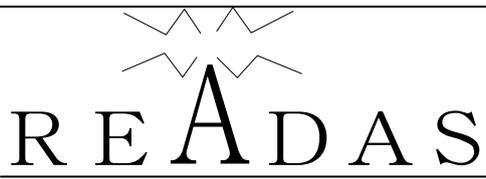


第 4656 号 (2-2)	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 1月28日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 復興特別法人税

Q：平成24年4月以後に開始する法人の事業年度から、復興特別法人税がかかるのか。どのようになっているのでしょうか？

A：通常の法人税額の10%相当額の復興特別法人税がかかります。

【解説】

復興特別法人税制は、平成23年12月に創設され、平成24年4月から施行されている制度で、東日本大震災からの復興財源に充てるために設けられたものです。

概要は次のとおりです。

①納税義務者

法人

②課税事業年度

平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間内に最初に開始する事業年度開始の日から3年を経過する日までの期間内に属する事業年度とされています。

③税額

各事業年度の法人税額×10%

④復興特別所得税の税額控除

利子など一定の所得に課された復興特別所得税額等がある場合は、所定の金額を控除することが認められています。また、控除しきれない復興特別所得税額がある場合には還付を受けるための申告書を提出することができます。

⑤納税地

法人税の納税地と同じ

